

憶良と丹比家

——〈好去好来歌〉の献呈——

菊 地 義 裕

はじめに

山上憶良の正史における初見は、『続日本紀』大宝元年（七〇一）正月の遣唐少録任官の記事である。時に憶良四十二歳、無位無姓からの任命であった。憶良が天平五年（七三三）時作「沈痾自哀文」（卷五）に記される七十四歳で病没したとすれば、少録任官時は人生も半ばを越えていたことになる。この時の遣唐使派遣は、天智八年（六六九）以来、実に三十二年ぶりの派遣であり、それなりの自負と帰国後の官途への夢に胸膨らむ思いだったと想像される。

渡唐は憶良にとって、彼が貴族階級のひとりとなるための大きな転機であった。帰国後の憶良は、和銅七年（七一四）正六位下から従五位下に叙され、伯耆守、東宮

侍講などを歴任し、神龜三年（七二六）頃筑前守として九州に赴く。翌年には大宰帥として大伴旅人を迎え、旅人、憶良を中心とする八筑紫歌壇とも称される作歌圈が誕生する。憶良の代表的諸作品は、旅人というよき理解者を得て、この筑前守時代、神龜五年（七二八）以降作られるが、少録任官以前に身に付けたものも多かったに違いない。憶良にとって、少録任官以前はいわば作歌の修練期とでもいうべき時期であったろう。

本稿では、遣唐少録任官以前の憶良について、卷五の「好去好来歌」を手がかりに考えてみたい。

一 言靈の加護

天平五年時派遣の遣唐大使丹比広成に献られた「好去好来歌」は憶良の晩年の諸作品の中でも特異な存在であ

る。それは、晩年の諸作品の多くが、漢語を用いて思想性を前面に押し出しているのに対して、この歌は祝詞宣命の用語や古詞章を多用しており、他と趣を異にしているのに明らかである。

この歌をめぐっては、橋本達雄氏が、「憶良の最晩年に「好去好来歌」のような作品のあることは、その初期における彼の姿と立場とをはるかなる時代を隔てて投影しているものと考えられぬであらうか。」と、憶良の初期の姿を解き明かすうえで注目された作品であった。遣唐使献歌という作品の性格上、三十年前の彼自身の渡唐経験も十分に回顧されての詠であったに違いない。憶良の渡唐が、人生の転機であったことを思えば、彼の回顧には一方ならぬ感慨があったことは想像に難くない。

作品の全体は次の通りである。

好去好来の歌一首 反歌二首

神代より 言ひ伝て来らく そらみつ 大和の国は
皇神の 厳しき国 言霊の 幸はふ国と 語り継ぎ
言ひ継がひけり 今の世の 人もことごと 目の前
に 見たり知りたり 人さには 満ちてはあれども
高光る 日の朝廷 神ながら 愛の盛りに 天の下
奏し給ひし 家の子と 運び給ひて 勅旨（反して、大
命といふ）
戴き持ちて 唐の 遠き境に 遣され 罷りいませ

海原の 辺にも沖にも 神づまり 領きいますも
ろもろの 大御神たち 船舳（反して、ふな
のへにと云ふ）に 導き申し
天地の 大御神たち 大和の 大國魂 ひさかたの
天の御空ゆ 天翔り 見渡し給ひ 事終り 帰らむ
日には またさらに 大御神たち 船舳に 御手う
ちかけて 墨繩を 延へたるごとく あちかをし
值嘉の岬より 大伴の 三津の浜辺に 直泊てに
御船は泊てむ つつみなく 幸くいまして はや帰
りませ （八九四）

反歌

大伴の三津の松原かき掃きて われ立ち待たむ は
や帰りませ （八九五）

難波津に御船泊てぬと聞え来は 紐解き放けて立ち
走りせむ （八九六）

天平五年三月一日、良の宅に對面して献することは

三日なり。山上憶良

謹上 大唐大使卿 記室

長歌は、冒頭我が国が神代以来皇祖神が厳然としており、言霊の呪力の満ち満ちた国だとうたっている。『万葉集』には、「言霊」の語が他に二例みられる。卷十三の人麻呂歌集歌には、

葦原の 瑞穂の国は 神ながら 言挙せぬ国 然れ

ども 言挙ぞ吾がする 事幸く 真幸くませと 恙
なく 幸くいませば 荒磯波 ありても見むと 百
重波 千重波しきに 言挙すわれは 言挙すわれは
(三二五三)

反歌

磯城島の大和の国は 言靈の助くる国ぞ 真幸くあ
りこそ
(三二五四)

と、我が国のことを、「葦原の瑞穂の国」あるいは「磯城島の大和の国」と詠み「言靈の助くる国」と規定している。従来一般には対外国意識のもとに詠まれた外国遣使に対する献歌と考えられている。あるいは、憶良が渡唐した大宝元年時遣唐使に対するものかもしれない(『全註釈』)。「言靈の助くる国」という規定は、言靈を自国の伝統の支柱とみた表現であり、日本語という我が国の言語に対する自負の念から生まれたものとみてよいであろう。そしてそれは、「事幸く 真幸くませ」(三二五三)、「真幸くありこそ」(三二五四)と言挙げしたように、加護を願ってのものであった。

また、卷十一の人麻呂歌集歌に、もうひとつの「言靈」の例がある。

言靈の八十の衢に夕占問ふ 占正に告る 妹はあひ
寄らむ
(二一〇六)

夕占によって現われた結果は、「妹はあひ寄らむ」というのであり、言靈の常在充滿する衢で行なわれたことに意義がある。夕占の「告る」詞章は、まさに言靈によって保証されたものであったのである。こうした言靈の呪力を背景として、万葉の「言靈」は、我が国の特性を外国に明言し、使節一行の加護を表象する語へと昇華したといえよう。ただ「好去好来歌」においては、言靈に支えられた我が国の伝統が「神代より言ひ伝て来らく」「語り継がひけり」と、古来伝承されてきたものとしてうたっている。この表現は、人麻呂歌集歌が「言靈の助くる国ぞ」と、強く言い切ったものとはその内容を異にしている。人麻呂歌集歌は、彼の国の先進諸文化と相対する対外使節に対して、我が国の伝統を「言靈」の語によって規定した初めての作品であって「言靈」の語が新たに捉え直されて成立している。ここには、憶良がうたうような伝承性は含まれていないとみるべきであろう。このことは、対外使節派遣の歴史のうえからも注目しなければならぬ。

卷十三の人麻呂歌集歌が、大宝の遣唐使派遣の折のものだとすると、天平五年時の遣唐使が派遣されるまでのおよそ三十年の間に、遣唐使が養老元年(七一七)に、遣新羅使が養老二年(七一八)に、それぞれ派遣されてい

る。また、大宝元年時の遣唐使は、先に述べたように天智八年以来、実に三十二年ぶりの派遣であった。この時期、天皇はすでに文武帝に讓位されていたが、持統太上天皇もいまだ存命で、派遣の前年にあたる文武四年（七〇〇）には律令撰定の詔が発せられている。天皇を中心とした律令国家の整備に向けて、内政の充実した時期であった。そして、その氣運の中で遣唐使の派遣が企てられたのである。任命された遣唐使の自負にも大きなものがあったに違いない。

人麻呂歌集が、初めて我が国を「言靈の助くる国ぞ」と規定したのも、この時の氣運と付合しているといえよう。それを、憶良が語り継ぎ言い継がれた存在として詠じたのは、大宝時以降の対外使節にあっても、言靈の加護を基盤に旅の安全をうたった人麻呂歌集歌が大きな支えとなっていたことを意味するのではなからうか。卷十五の遣新羅使歌群において、人麻呂歌を中心とした十首が「当所誦詠古歌」としてうたわれたように、対外使節にとって、人麻呂歌集歌は大切な古歌であったと思われる。大宝時遣唐使の一員であった憶良にとって、当時を回顧するにつけ思い出される古歌であったに違いない。卷十三の人麻呂歌集歌が、対外使節派遣において、極めて重要な意味を負った時代があったとみなけ

ればならない。

二 神々の加護

対外使節に対する献歌に色濃く息づく言靈の信仰は、次の一首においてもみることができよう。

民部少輔多治比真人土作の歌一首

住吉に齋く祝が神言と 行くとも来とも船は早けむ

(19・四一四三)

この歌は、天平勝宝四年（七五二）時の遣唐使藤原清河らを送る宴が、時の大納言藤原仲麻呂の邸で行なわれた折に、丹比土作が献じたものである。住吉の神とは、『古事記』に「墨江の三前の大神」と記された海神で、航海、港湾の神である。一首には住吉の大神を齋き祭る祝の神言として、「行くとも来とも船は早けむ」とあり、言靈信仰を基盤にして大神の加護のもと航海の無事を祈っている。これと同様の発想で、憶良は、(1)「海原の辺にも沖にも 神づまり」まず神々、(2)「天地の大御神たち 大和の大國魂」、(3)「またさらに 大御神」と三分けて神々の加護を描き、その加護のもと「つつみなく 幸くいまして はや帰りませ」と言挙げしている。

(1)(3)の大御神の行為は、「船舶に 導き申し」あるい

は「船舩に 御手うちかけて」とうたわれている。(3)の大御神は、「事終り 帰らむ日」に「またさらに」一行の加護を願う神なのであって、(1)と同じ神をさしていると思われる。「好去好来歌」と同じく天平五年時遣唐使に贈られた作者未詳歌には、

そらみつ 大和の国 あをによし 奈良の都ゆ お
し照る 難波に下り 住吉の 三津に船乗り 直渡
り 日の入る国に 遣はさる わが背の君を かけ
まくの ゆゆし畏き 住吉の わが大御神 船の舩
に 領うけきいまし 船舩に 御立たしまして さし寄
らむ 磯の崎崎 漕ぎ泊てむ 泊泊に 荒き風 波
にあはせず 平けく 率て帰りませ 本の国家みかどに

(19・四二四五)

とあり、船の舩や舩で一行の無事を守る住吉の大御神が詠まれている。「好去好来歌」の(1)(3)の大御神は、往復の海路の無事を守護する神として、住吉の大御神をさしているのである。

憶良は長歌末部の「墨繩を 延えたるごとく」以下の部分で、結句「はや帰りませ」の祈りと呼応させて、住吉の大御神の加護によって値嘉の岬から大伴の御津へと一直線に帰着することをうたっている。帰着地である大伴の御津は、先の「入唐使に贈る歌」(四二四五)にみえ

るように「住吉の三津」とも呼ばれ、一行の出航の地でもあったようである。そしてこの地には、航海の安全を守護する住吉の大御神が鎮座しており、信仰の地でもあった。『日本後紀』大同元年(八〇六)四月二十四日の条には、

撰津国住吉郡住吉大神奉授従一位。以遣唐使祈也。

とあり注目される。また、『延喜式』には「遣唐使時奉幣」の祝詞がみえる。祝詞には「皇御孫の御命もちて、住吉に辞竟へまつる皇神等の前に申したまはく」とあり、住吉の大御神に献られたことを示している。この祝詞は、遣唐船の「船居」を住吉の大御神の教えによって開くことができたことに対する感謝を述べており、『延喜式』「臨時祭」中の「開遣唐船居社住吉」に奉られたものである。この祭祀は、遣唐船の出航にあたって、恙なく準備できたことを感謝し、航海の無事を祈願するものであったと思われる。

遣唐使の心の寄りどころであった大伴の御津は、待つ者にとっては一行の無事を祈って齋き祭るべき地であつたはずである。第一反歌は、その待つ者の立場で「大伴の御津の松原かき掃きて」と、斎く姿を詠んでいる。

山上臣憶良、大唐にある時、本郷を憶ひて作る歌

いざ子ども 早く日本へ 大伴の御津の浜松待ち恋
ひぬらむ (一・六三)

この集中唯一の在唐歌に「大伴の御津」が詠まれたのも、この地が人々の心の寄りどころとして大きな意味を持っていたからであろう。第一反歌は、大伴の御津で潔斎して待つことを述べ、結句で「はや帰りませ」と祈っている。この祈りは長歌の結句と呼応しており、両歌とも住吉の大御神への加護の願いのもとにうたわれているのである。

ここで、前に挙げた長歌における(1)と(3)の大御神の加護を、時間と空間によって整理すると、次のようになるであろう。まず時間的には、(1)(2)は往路での加護、(3)は「事終り帰らむ日」の復路での加護となる。また空間的には、金子元臣氏『万葉集評釈』が「要するに、海には住吉、陸には大國魂」と指摘したのに従うべきであろう。大國魂の加護を願ったのは、唐国の海岸に到着した後の長い長安までの道のりを思いやっていたことであつたと思われる。それゆえ「天の御空ゆ 天翔り 見渡し給ひ」と、天空を天翔って唐土を行く一行を見守ることを願っているのであろう。

『万葉集』巻十九には、天平勝宝時遣唐使派遣の折に詠まれたという次のような歌がみえる。

春日にて神を祭る日に、藤原太后の作ります歌一首
即ち入唐大使藤原朝臣清河に賜ふ 參議從四位下
遣唐使

大船に真楫しじ貫き この吾子を唐国へ遣る 斎へ
神たち (四二四〇)

大使藤原朝臣清河の歌一首

春日野に斎く三諸の梅の花 栄えてあり待て 帰り
来るまで (四二四一)

題詞によると、両歌は春日での神祭りの時のものだとしよう。前歌は藤原太后(光明皇后)が大使清河に贈ったもので、清河の無事を神に祈願した内容である。この前歌を受けて、後歌は、太后を梅の花にたとえて、清河の帰国まで太后が恙なく健康であるようにとうたっている。遣唐使派遣にもなつて春日で祭祀が行なわれたことは、正史にも記録がある。『続日本紀』養老元年二月一日の条には、

遣唐使祠神祇於盖山之南。

とあり、この年の三月渡唐した丹比県守を押使とする養老時の遣唐使が、三笠山の南で天神地祇を祭ったことがわかる。また、宝龜八年(七七七)に小野石根、大神末足を副使として派遣された一行も、『続日本紀』の同年二月六日の条に、

遣唐使拜_二天神地祇於春日山下。去年風波不_レ調。
不_レ得_二渡海。使人亦復頻以相替。至_レ是副使小野朝
臣石根重修_二祭祀_一也。

とあり、春日で天神地祇を祭ったことがわかる。この時の祭祀は前年に続いて「重ねて修」せられたのであり、県守、清河らの場合にも行なわれていることからみて、遣唐使派遣にとまなう恒例行事であったようである。ただ、藤原氏の氏神社である春日大社は、その創建を神護景雲二年（七六八）と伝えており（春日社記）、遣唐使が祭った天神地祇は、藤原氏の氏神とは関わりがなかつたと思われる。

『延喜式』の「臨時祭」の規定には「遣_二蕃国使_一時祭」があり、それには「擬_二發_二使者_一惣祭_二天神地祇於郊野。」とある。遣唐使派遣にあたって、春日の三笠山の麓が「郊野」として選ばれていた一時代があったのである。臨時祭式には、「神祇官率_二神部等_一並_二著_二行_一祭事。大使自陳_二祝詞_一。神部奠_レ幣。訖大使已下各供_二私幣_一。」と、その祭祀の内容が記されている。大使自ら祝詞や幣を奉ることによって、朝廷の命の無事遂行と旅の安全を天神地祇に祈願したものであろう。「好去好来歌」の「大國魂」は、「天地の大御神たち」の代表として扱われており、春日での祭祀を発想の基盤に据えて、この時に祭る天神地祇

の中から選ばれた神として詠まれているのではなからうか。住吉の大御神が海の神であるのに対して、大國魂は、我が国の国土神的性格を負った陸の神として表現されたと考えられる。

こうした海陸両方の神の加護を求めた歌は、他の遣唐使献歌にはみられない。このことは、実感のこもった冒頭の言霊の加護の詠出とともに、三十二年前唐土を踏んだ憶良にして初めてなった献歌であることを示している。憶良は自分の渡唐時を回顧し、その時の経験を踏まえてこの歌を詠じたに違いない。

三 八家の子

「好去好来歌」は、人麻呂歌集歌以来の言霊の加護や他の遣唐使献歌にもみられる住吉の大御神の加護など伝統的な発想をとりつつも、神々の加護を海陸両路に分け、初めて大國魂をうたうなど、その独自性もみることができるといえる。さらに、この歌の特異な詠みぶりとして、私

は長歌の次の部分に注目したい。

人さには 満ちてはあれども 高光る 日の朝廷
神ながら 愛の盛りに 天の下 奏し給ひし 家の
子と 運び給ひて 勅旨 戴き持ちて 唐の 遠き
境に 遣され 罷りいませ

この部分は、言霊の加護と神々の加護との間にあり、
宣命や祝詞を思わせる詠みぶりである。^(注4)この歌が献られた大使の丹比広成を「天の下 奏し給ひし 家の子」と呼び、広成が勅旨を戴いて唐上に渡ることがうたわれている。「天の下奏し給ひし家」とは、持統・文武朝において左右大臣の要職を務めた嶋のことで、丹比家をさしている。大使広成は嶋の第五子であった^(『統紀』)。よって、広成を「家の子」と詠んだのは、そのこと自体誤りではないが、広成が大使に任命されたのは、別に丹比家の出身だったからではないであろう。養老時には、広成の兄の県守が押使に任命されているが、広成自身、『懐風藻』に三首の詩を残すほどに漢文学にも造詣が深く、また任官以前には、下野守、迎新羅使左副將軍、越前守、能登、越中、越後の按察使などを歴任しており、大使任官は広成個人の資質によるころ大であったと思う。憶良は広成を「家の子」といい、その父嶋の事績にまで溯って、大使任命のことをうたったのは、この歌の発想そのものが、憶良の極めて個人的なところに起因するからではなからうか。

集中において、「家の子」に類する例としては、憶良の「老身重病経年辛苦及思^三兒等^二歌」(巻五)の反歌に、「富人の家の子ども」(九〇〇)という表現がある。しか

し、この表現が示すのは、「富人」という普通名詞によって規定された概念的な^八家^ノ子^デあって、「好去好来歌」が氏族的伝統を負った^八家^ノ子^{トシテ}、極めて個別的にして具体的なのは、その内容を異にしている。その意味で集中唯一の例であることも注目しなければならぬ。

また左注には、「天平五年三月一日良宅対面献三日」とあり、従来、この左注をめぐっては二つの解釈がみられる。ひとつは、三月一日に憶良宅を広成が訪問し、三日に献呈したという解釈^(『童蒙抄』)、いまひとつは、一日に歌を作成し、三日に憶良宅を訪問した広成に献呈したという解釈^(『略解』)である。二つの解釈の相違は、広成の訪問が一日なのか三日なのかという点にある。また、作歌の時が一日なのかどうか、両説一致しているわけではない。

こうした文脈上の問題とともに、広成訪問の目的についても解釈が分かれている。その主なものは、(イ)先輩遣唐使である憶良に渡唐経験を尋ねるために出かけた、^(注5)(ロ)憶良に作歌を依頼するために訪ねた、^(注6)(ハ)丹比家と憶良には親和関係があり、憶良に渡唐の挨拶に出かけた、^(注7)といったものである。

しかし、(イ)の渡唐経験なら、従来言われるように前回

の遣唐使で押使を務めた兄の具守に尋ねる方が事情がよくわかったに違いない。また、(四)の作歌依頼にしても、この歌は広成ひとりに向けられている。こうした歌を、果して個人的に依頼するものかどうか疑問が残る。やはり、(五)説のように丹比家と憶良の關係に注目すべきである。従来、「好去好来歌」は作歌依頼の問題とも関わって公的な性格の歌という把握が多くみられるが、左注の検討によって、歌の性格の問題も問い直されなければならぬと思う。

解釈上問題を含む左注にあって、三月三日に献られたという点は、動かぬ事実とみることができる。しかも一日ではなく、わざわざ二日後の三日を献呈の日としていることは、三日が選ばれた日として大きな意味を持っていることを意味しているよう。私はこの三日という日付にひとつの意味を見出してみたい。

三月三日は、律令の規定では「節日」のひとつとされ、奈良時代には八曲水の宴 \vee が盛んに催された。記録のうえでは『日本書紀』顕宗天皇元年を初見とし、ついで持統朝にみえ、文武朝以降『続日本紀』にみえるだけでも二十例以上にのぼる。当日の行事は『類聚国史』の「幸 ニ 南園 ニ 禊 ク 。命 ニ 群臣 ニ 賦 シ 詩。賜 レ 綿有 レ 差。」(延暦十一年)や「禊 于 南園。令 下 文人 一 賦 シ 詩。五位已上及文人

賜 レ 祿有 レ 差。」(同十二年)の記事、また『万葉集』卷十七の三月上巳に因む家持の「七言一首」の中の「禊 飲 」の語が示すように、本来禊ぎをとまなうものであった。(注8)現在の民俗でも、磯遊び、浜降りと称して、終日飲食をしながら遊ぶといった事例がみられ、三月上巳の祓えと重なる以前は、水辺に出て禊ぎをし、生命力の若返りを願う行事であった。(注9)それが中国文化との融合を経て雅びな貴族文化へと変貌する中で、八曲水の宴 \vee が盛行し、群臣文人が詩を賦す風雅な行事へと展開した。三月三日はまさに八水の日 \vee なのであった。

実は、憶良が献歌した広成の丹比家には、次のような水に関わる伝承があり注目される。『三代実録』貞観八年(八六六)二月二十一日の条にみえる記事である。

左中弁正五位下丹墀真人貞峯等賜 ニ 多治真人 一 。先是。貞峯等上表曰。因 レ 土命 氏 。百王之彝規。分 レ 姓成 レ 親。千古之茂典。姓乖 ニ 其本 一 。何記 ニ 皇流 一 。氏失 ニ 其初 一 。誰知 ニ 天応 一 。私檢 ニ 古記 一 。檜隈盧入野宮御宇宣化天皇皇子。恵波皇子生 ニ 十市王 一 。十市王生 ニ 多治比古王 一 。此王生産之夕。忽多治比花飛 レ 浮湯沐釜 一 。以 ニ 斯冥感 一 。名 ニ 多治比古王 一 。成長之後。固執謙退。奏請求 レ 姓。因賜 ニ 姓多治比公 一 。便以 レ 名為 レ 姓。存 ニ 其旧意 一 。飛鳥淨御原天皇十三年十一月一日定 ニ 八姓

十三氏。是時多治比古男左大臣二位志摩公賜姓眞真人。志摩真人。是眞峯之高祖父也。(以下略)

この記事は、丹比真人嶋の玄孫にあたる眞峯が、多治真人の姓を賜るにあたり、それに先立って丹比真人氏の系譜と故事を「古記」によって述べたものである。これによると、丹比真人氏は、記紀にもみえるように宣化天皇の裔であり、恵波皇子―十市王―多治比古王―嶋の系譜を持つという。また、嶋の父の多治比古王(統紀)、多治比王)が誕生した折に、多治比の花が産湯に入った故事によって王の名が付けられたという。この多治比の花が産湯に入ったという伝承は「反正紀」や『新撰姓氏録』(京神別下の「丹比宿禰」の条にも反正天皇の誕生譚として伝えられている。ここに、丹比を名告る真人、宿禰両氏の関係が問題となるが、両氏族とも河内国丹比郡を本貫とすると考えられ、両氏の間には、宿禰氏から真人氏へと勢力の移行があったらしい。^(注10) 持統・文武朝に左右大臣を務めた嶋のあと、八世紀には、嶋の子の池主、県守、広成などが政治の中核に在り対して、宿禰氏の方はその活躍がみえない。こうした丹比真人氏の奈良朝政界における動向は、先の産湯の伝承などが宿禰氏から真人氏へと受け継がれて、真人氏の氏族伝承として保持^(注11)されていたことを示している。産湯の伝承は、水の信

仰のひとつの表象であって、丹比真人氏は水の信仰と関わり深い氏族であったと思われる。^(注12)

「好去好來歌」をなすにあたって、憶良は広成を「家の子」という集中特異な語を用いて呼び、八家Vをことのほか意識している。その八家Vは「天の下奏し給ひし家」なのであって、政治の台閣に座した嶋以来の氏族伝統が意識されている。しかも、広成の遣唐使任命を「家の子と 運び給ひて」と、丹比家の子として選ばれたとうたっているのである。こうした歌いぶりは、憶良が広成個人というより、丹比家という八家Vと極めて深い関わりを持っていたことを示しているように思われる。憶良がわざわざ三月三日を選んで献ったのも、丹比家の水の信仰に関わって、三月三日といういわば八水の日Vを選んだがゆえではなからうか。あるいは、この献歌は当日の丹比家の宴の場で披露されたものであったのかもしれない。この歌は、従来解かれているような公的性格の歌などではなく、憶良と丹比家、そして「家の子」の広成との私的関係に立っての作と考えるべきであろう。憶良が三日という日をめざして作歌したとすれば、広成と自宅で対面したのは一日なのであろう。伊藤博氏は、憶良と広成との関係を家庭教師とその教え子と推測され、憶良と丹比家との間に密接な親和関係を認めておられる

(注18)が、私も「好去好来歌」の三月三日献呈の事実から、憶良が丹比家と古くから私的に極めて深い関わりがあったと考える。三月一日の広成の憶良宅訪問も、そうした八家Vとの関係の延長線上に位置付けられるべきものであろう。

結 び

丹比家に対する憶良の意識は、丹比家の隆盛のもととなった広成の父嶋以来の氏族伝統に深く根差している。「天の下奏し給ひし家」とは、丹比家であると同時に、嶋その人でもある。広成もさることながら、父嶋が強く意識されていることは、憶良と丹比家との関係が、嶋の時代まで溯ることを示唆するのではなからうか。

嶋は持統・文武朝において左右大臣を務め、大宝元年七月に七十八歳(「公卿補任」)で薨じている。憶良の遣唐少録任官は同年正月であり、嶋の薨去と憶良が官途を歩むきっかけとなった少録任官とが、踵を接していることが注目される。大宝時遣唐使の派遣は、実に三十年ぶりのことであり、持統、文武両朝にあって、臣下統率の要として天皇を支え続けてきた嶋の人生にとっても、最晩年の仕事として心血を注いだものであったに違いない。その後の遣唐使派遣においても、大宝時につぐ養老

時には嶋の子の具守が押使を務め、さらに次の天平時には広成が大使を務めている。嶋以来、遣唐使の派遣と丹比家とは極めて関わりが深いのであった(注19)。

卷十三の人麻呂歌集歌が、古歌として大きな意味を負ったであろうことは先にも述べたが、卷十五の遣新羅使歌群中には、「古き挽歌一首」(三六二五・六)と題する古歌がある。左注には、「丹比大夫の亡りし妻を懐懐む歌なり」と伝えられている。桜井満先生が指摘されるように、挽歌であるにもかかわらず、危険な航海の途次に詠されたのであって、それほどに、丹比家の「古き挽歌」は人々に知られた古歌であったのであろう。また、集中には題詞に「丹比真人」とのみ記し、その名を伝えない歌が多く伝えられる。おそらく、丹比家に伝承された歌々であったのであろう。丹比家は古歌を伝承する家柄でもあったらしい。嶋以来の名門丹比家は、八文雅の家Vと呼ぶにふさわしい存在であったと思われる。

天智八年以来、三十年ぶりに派遣された大宝時遣唐使は、それ以後の遣唐使にとって、直接に範と仰がれる存在であったに違いない。人麻呂歌集歌がこの時の派遣と関わりとすれば、大宝時以降の遣唐使の歴史と丹比家の重なりからみて、この歌は丹比家に伝承された古歌だったのでなからうか。遣新羅使が丹比家の「古き挽歌」

を誦詠したごとく、人麻呂歌集歌もまた、對外使節らが心を寄せる丹比家の古歌であったと考える。丹比家と人麻呂との関係については、中西進氏は嶋が人麻呂の庇護者ではないかと推定され、桜井満先生は、人麻呂の歌の伝承と水の信仰に大きく関わったのが丹比氏ではないかと述べておられる。^(注17) 丹比家は人麻呂とも深い関わりがあったらしく、注目されるところである。

憶良は言靈の加護を、人麻呂歌集歌に範を求めてうたった。しかも、その言靈の加護は古来から言い伝えられたもので、「今の世の人もことごとく目の前に見たり知りたり」と、眼前に展開されてきたともうたっている。このことは、言靈の加護のもと對外使節の派遣が繰り返し行われ、成功を収めてきたことをさしていると思われるが、憶良が範と仰いだ人麻呂歌集歌が丹比家に伝えられた古歌であったとすれば、この言靈の加護の現実化の表現は、丹比家の功績を讃えた丹比家讚美の表現とみることが出来る。長歌はそれに続けて、丹比家の子として広成が朝廷の命を受けて渡唐することをうたっているのであって、長歌の前半、憶良は丹比家の古歌に範を求め、無事な航海への願いを込めて、丹比家への讚美をうたったのだと思われる。

「好去好来歌」は、こうした言靈の加護と神々の加護

を骨子として、憶良自身の渡唐経験も回顧されて詠まれた遣唐大使丹比広成に対する献歌であった。しかも、歌の内部には嶋以来の名門丹比家に対する讚美が含まれている。三月三日の献呈も、丹比家の伝承に根差したものであるに違いない。

憶良と丹比家との関係は、おそらく嶋の時代まで溯るのであろう。少録任官以前、憶良は丹比家と深い関わりがあり、遣唐少録任官も嶋との関係に起因しているのかもしれない。晩成の歌人憶良の渡唐以前、作歌修練の場として、人文雅の家、丹比家があったことが想像される。

(注)

- (1) 橋本達雄氏「初期の憶良―その歌人的性格と位置―」(『跡見学園女子大学紀要』創刊号所収)
- (2) 太田善麿氏「万葉時代の現出基盤の問題」(『古代日本文学思潮論(IV)』所収) 伊藤博氏「万葉人と言靈」(『万葉集の表現と方法』上)所収)
- (3) 桜井満先生『現代語訳万葉集(下)』補注、及び「三笠の山の月―阿倍仲麻呂の歌をめぐって―」(『日語学習と研究』八中国・北京市、一九八三年第四期所収)
- (4) 中西進氏「遣唐使に饒る」(『山上憶良』所収)
- (5) 金子元臣氏『万葉集評釈』
- (6) 注1に同じ。

- (7) 伊藤博氏「貧窮問答歌の成立」(『万葉集の歌人と作品下』所収)
- (8) 林田洋子氏「水辺の遊び―万葉集における三月上巳の頃―」(『上代文学』第三十二号所収)
- (9) 折口信夫氏「年中行事に見えた古代生活」(『折口信夫全集』第十六卷所収)
- (10) 吉田晶氏「古墳と豪族」(『地方の古代史 畿内編』所収)
- (11) 桜井満先生「人麻呂伝承と丹比真人氏」(『国学院雑誌』第八十四卷第五号所収)
- (12) 注11に同じ。
- (13) 注7に同じ。
- (14) 森克己氏『遣唐使』
- (15) 注11に同じ。
- (16) 中西進氏「韜晦の歌聖柿本人麻呂」(『歴史と人物』八十七号所収)
- (17) 注11に同じ。

(付記) 本稿は、昭和五十七年度上代文学会大会において口頭発表したものである。席上、中西進博士から有益な御助言をいただいた。記して感謝申しあげる次第である。また、稿を成すにあたっては、桜井満先生の御指導をいただいた。